

人権

男女共同参画について 第1回

暴力は、その被害者の性別や、加害者と被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。配偶者等からの暴力や※セクシュアル・ハラスメントは、被害者の人権を著しく侵害する行為です。

昨年7月実施した、住民意識調査によると、女性の10人に1人が配偶者等からの身体的暴力を経験しています。配偶者等親しい男女間の暴力を容認する風潮もうかがわれ、暴力被害を受けた人のうち33.3%が「どこにも誰にも相談しなかった（できなかった）」と回答しています。

これらの暴力の背景には、社会全体として根深く残る男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係などがあり、個人の問題ではなく社会の構造的な問題であるという認識が必要です。

暴力の被害者の多くは女性であるという現状や、暴力が起こる背景を直視し、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要があります。そのため、女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶に向けて、これらの暴力の防止と被害者の救済に向けた更なる環境の整備に取り組みます。

高森町男女共同参画基本計画より

※セクシュアル・ハラスメントとは…

相手の意に反する性的な言動などのいやがらせのことをいいます。

国民年金だより

国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族厚生基礎年金が受けられない場合があります。

平成23年度の免除等の受付は、**平成23年7月1日から開始され**、平成23年7月から平成24年6月までの期間を対象として審査します。また、申請は原則として毎年度必要です。

ただし、平成23年7月に申請する場合は、平成22年7月から平成23年6月までの期間（前1年間分）についても申請することができます。

7月に前1年間分の免除等も申請される場合は、申請書を2枚提出されるようお願いいたします。

